

お知らせ

市税の納め忘れはありませんか？
11月・12月は市税徴収強化月間です。
 ■問い合わせ 納税課（内線2315・2318）

浦添市では、税の公平・公正を確保するため、11月と12月を「市税徴収強化月間」として、沖縄県と共に市税の納付推進を強化しています。市税は住み良い浦添市をつくるための貴重な財源です。市税の納め忘れがないか、ご確認ください。

●納期限内に納付を

納期限内に納付がない方に対して、督促状や催告書の発送、電話催告などにより自主的に納付をしていただくよう呼びかけをします。それでも納付や相談がない場合は、沖縄県と浦添市が共同で滞納整理を行います。

「納税の緩和措置」

病気や災害など法律の定める困難な事情があると認められる場合には、納税の猶予制度があります。納期限までに納付ができない場合は、お早めにご相談ください。

●休日納税相談窓口を開設中

納税の相談をしたいが、平日に都合が合わない方のために、休日の納税相談窓口を開設しています。相談のほか、窓口で市税の納付もできます。

市税を滞納すると…

- ①延滞金の加算 市税を滞納すると法律の定めにより延滞金を加算して納付することになります。
- ②督促状の送付 納期限までに税金が完納されないと、法律の定めにより督促状を送付し、以降は督促手数料100円と合わせて納付することになります。
- ③納付の呼びかけ 法律では「督促状を発送した日から起算して10日を経

過した日までに完納しないとき」は「財産を差押えなければならぬ」と定めています。しかし、うっかり忘れや、何らかの事情により納付できなかった場合を考慮し、文書・電話などにより、自主納付の呼びかけを行います。納税の呼びかけにもかかわらず、ご相談・納付がない場合は、やむを得ず財産調査を行い、差押えを実施することになります。

お知らせ

平成26年度 不動産合同公売のお知らせ
 ■問い合わせ 納税課（内線2322・2324）



滞納処分でタイヤロックをされた車

市税の納付には便利な口座振替をご利用ください
 一度手続きをすると、毎年、自動的に口座から引き落としされます。（口座解約などを除く）
 ※詳しくは、納税課まで問い合わせください。

●財産調査 地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関・勤務先・取引先などに対して、質問・検査を実施します。

●差押え 地方税法・国税徴収法の規定により、土地、建物、預貯金、給与、生命保険、自動車、動産などの差押えを実施します。

●換価・充当 差押え財産の公売、差押えた債権の現金化を行い、滞納税へ充当します。滞納処分は、滞納税がなくなるまで行われます。

※差押えに伴い、自動車のタイヤロック（ミラーズロック）を実施することがあります。

お知らせ

病児・病後児保育事業について
 ■問い合わせ 児童家庭課（内線3612）

浦添市では、子育てと就業の支援対策として病児・病後児保育（小児デイケア）を行っています。この事業は、病児および病後回復期にある児童を、家庭保育が困難な期間、保護者に代わって一時的に預かり保育を行う事業です。

●利用料免除について

市内在住者で、生活保護世帯、住民税および所得税非課税世帯については、利用前に手続きをすることで利用者負担額が免除となります。その場合は、あらかじめ、市役所2階児童家庭課窓口にて、免除の申請を行ってください。

お知らせ

第10回 児童センターフェスティバル
 ■問い合わせ 保育課（内線3625）



浦添市には、各小学校校区に1つ、児童センターが設置されています。児童センターでは、0歳から18歳までの児童と、その保護者を対象に、遊びを中心とした様々な事業を行っています。

日頃児童センターを利用していらっしゃる方ももちろん、多くの市民の皆さまに児童センターの楽しさを知って頂くため、「集まれ！遊びの宝島」をテーマに、「第10回児童センターフェスティバル」を開催します。

実施施設

○浦添総合病院 小児デイケア「もこもこ」 ☎942-6565
【利用時間】 月～金曜日 8時～18時
 土曜日 8時～13時
 （日曜・祝祭日は休みです。）
【利用料金】 4時間以内のとき・・・2,000円
 4時間を超えるとき・・・2,500円
 （昼食・おやつ代を含む）

※初回利用時は、かかりつけ病院・クリニックの診察を受けて入室申込書を記入してもらってください。
 ※市外の方も利用できますが、料金が異なります。利用する際は予約が必要です。直接、施設へ事前に問い合わせください。
 ○詳しくは、市ホームページ「病児・病後児保育事業」をご覧ください。

浦添市には、各小学校校区に1つ、児童センターが設置されています。児童センターでは、0歳から18歳までの児童と、その保護者を対象に、遊びを中心とした様々な事業を行っています。



幼児コーナーで楽しそうに遊んでいる様子



ポスターデザイン 仲西中3年 喜名 愛梨

■平成27年度 市立保育所・認可保育園の入所申し込みについて 保育課（内線3622）

内容 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。新制度では、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性や必要量を認定します。平成27年4月以降の入所を希望される方で、新規申込や待機の状態になっている方、在園されている方も全員、認定申請と入所申込の両方が必要となります。
 ※保育所などでの保育を希望される場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。事由の詳細については入所申込書や市ホームページをご覧ください。
配布場所 市役所2階の保育課、認可保育園、子育て支援センター。市ホームページからダウンロード可。
申込受付期間 11月28日（金）まで※受入予定児童数については入所案内でお知らせします。

公売物件一覧

	①	②
対象財産	所在：国頭郡今帰仁村字湧川手々原 地番：50番1 地目：畑 地積：1661㎡	所在：浦添市太平3丁目 地番：229番 地目：畑 地積：1212㎡
見積価格	710,000円	調整中
公売保証金	80,000円	調整中

1. 下の表①の農地（畑）については今帰仁村農業委員会、②の農地（畑）については浦添市商工業課で発行する「買受適格証明書」が必要です。

2. 入札に関しては公売物件の状況等を確認し参加してください。

3. 公売は滞納税の納付等により予告なく中止になる場合があります。

4. 公売財産・公売手続の詳細については納税課まで問い合わせください。